

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和7年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 本事務における特定個人情報ファイルは、①予防接種の実施及び接種記録の管理②予防接種の実費徴収③健康被害救済に係る給付の支給④新型コロナウイルス感染症対策特別措置法による予防接種の実施の事務に使用する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム ※1、4については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 14項、126項 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1)情報照会の根拠 第25、27、28、29、153の項 (2)情報提供の根拠 第25、26、28、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-0072 三重県伊勢市宮後1丁目1番35号 健康福祉部健康課 電話:0596-27-2435
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月21日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月21日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	・番号法第9条第1項 別表第一 第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで	事後	
平成29年10月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二 第17、18、19項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	番号法第19条第7項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第16の2、17、18、19の項 (2)情報提供の根拠 第16の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第12条の2、12条の3、13条、13条の2 (2)情報提供の根拠 第12条の2	事後	
平成30年9月7日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長 岩佐 香	健康課長	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策		新規	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第16の2、17、18、19の項 (2)情報提供の根拠 第16の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第12条の2、12条の3、13条、13条の2 (2)情報提供の根拠 第12条の2	番号法第19条第7項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第16の2、17、18、19、115の2の項 (2)情報提供の根拠 第16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 (2)情報提供の根拠 第12条の2、12条の2の2、59条の2	事後	
令和2年11月30日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	三重県伊勢市八日市場町13-1	三重県伊勢市八日市場町13番1号	事後	
令和2年11月30日	II しきい値判断項目 時点	平成26年10月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年8月31日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、住民の予防接種に関する接種情報を管理する。	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 本事務における特定個人情報ファイルは、①予防接種の実施及び接種記録の管理②予防接種の実費徴収③健康被害救済に係る給付の支給④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施の事務に使用する。	事後	
令和3年8月31日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル	1. 予防接種の接種歴	予防接種情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一 第10項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第一 10項、93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで 	事後	
令和3年8月31日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7項 別表第二 (1) 情報照会の根拠 第16の2、17、18、19、115の2の項 (2) 情報提供の根拠 第16の2、16の3、115の2の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 情報照会の根拠 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 (2) 情報提供の根拠 第12条の2、12条の2の2、59条の2</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二 (1) 情報照会の根拠 第16の2、17、18、19、115の2の項 (2) 情報提供の根拠 第16の2、16の3、115の2の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 情報照会の根拠 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 (2) 情報提供の根拠 第12条の2、12条の2の2、59条の2</p>	事前	
令和3年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和3年8月31日	II しきい値判断項目 時点	令和2年6月1日	令和3年8月1日	事後	
令和3年8月31日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 本事務における特定個人情報ファイルは、①予防接種の実施及び接種記録の管理②予防接種の実費徴収③健康被害救済に係る給付の支給④新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施の事務に使用する。	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 本事務における特定個人情報ファイルは、①予防接種の実施及び接種記録の管理②予防接種の実費徴収③健康被害救済に係る給付の支給④新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供⑦予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う事務に使用する。	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム 5. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10項、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで	・番号法第9条第1項 別表第一 10項、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで	事後	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 時点	令和3年8月1日時点	令和4年1月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒516-0076 三重県伊勢市八日市場町13番1号	〒516-0072 三重県伊勢市宮後1丁目1番35号	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	削除	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム 5. ワクチン接種記録システム(VRS) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 宛名管理システム ※1、4については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 3個人番号の利用法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 10項、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表 14項、126項 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (1)情報照会の根拠 第16の2、17、18、19、115の2の項 (2)情報提供の根拠 第16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 (2)情報提供の根拠 第12条の2、12条の2の2、59条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1)情報照会の根拠 第25、27、28、29、153の項 (2)情報提供の根拠 第25、26、28、153、154の項	事後	
令和7年3月27日	II しきい値判断項目 1 対象人数 2 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和7年2月21日時点	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 9 監査 実施の有無	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和7年3月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規	事後	